

安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

安芸高田市情報公開条例(平成 16 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(定義)	(定義)

<p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会_____及び議会をいう。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>第 3 条及び第 4 条 (略)</p> <p>第 2 章 行政文書の公開</p> <p>第 5 条から第 14 条まで (略)</p> <p>(手数料等)</p> <p>第 15 条 行政文書の公開に係る手数料の額は、公開請求に係る行政文書 1 件につき、300 円とする。</p> <p>2 <u>公開請求者が行政文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。ただし、当該費用が前項に規定する額を超えないときは、徴収しない。</u></p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>第 3 章及び第 4 章 (略)</p>	<p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>第 3 条及び第 4 条 (略)</p> <p>第 2 章 行政文書の公開</p> <p>第 5 条から第 14 条まで (略)</p> <p>(手数料等)</p> <p>第 15 条 行政文書の公開に係る手数料は、無料とする_____。</p> <p>2 <u>公開請求者が行政文書の写しの交付又は送付を求めた場合における当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。</u></p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>第 3 章及び第 4 章 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。